

アメリカ地方裁判所ワシントン西部地区 シアトル

日本鯨類研究所他（原告）対シーシェパード・コンサーベーションソサエティ（SSCS）他（被告）

件名番号：C11-2043JLR

合意済み永久差止の申し立てを認める命令 （日本鯨類研究所 仮訳）

本法廷は、記録および当該書類に基づき、原告／反対訴訟被告である日本鯨類研究所・共同船舶と小川知之（原告）および被告／反対訴訟原告である SSCS とポール・ワトソン（被告）が、Fed R Civ P 65(d) に従い、ここに与えられた救済に合意したことを認め、本法廷は以下のとおり、命令し、判決し、布告し、宣言する。

被告および彼らに協力するいかなる団体も、南大洋において、原告が運航するあらゆる船舶に対して物理的に攻撃すること、ならびに、それらの船舶の安全な航海を脅かすような方法で航海することを永久に禁止する。どのようなことがあろうとも、被告および彼らと協力するいかなる団体が、公海上を航行する際、原告に 500 ヤード以内に接近することを禁止する。

被告および彼らに協力するいかなる団体も、これには世界中の「シーシェパード」活動の一部である、あらゆる組織を経由するもの、および／または「シーシェパード」の名のいくつかのバージョンを使用した／使用する組織を経由するものを含むが、原告が南大洋で運航するすべての船舶や船舶の乗員への物理的攻撃、公海上でこれらの船舶への 500 ヤード以内の接近、安全航海を脅かすような航行をする目的での資金や資産を提供することもまた永久に禁止する。

当事者の合意により、被告は、世界中のどこであろうと、SSCS に支払われる本件解決金を使って、原告のみならず、第三者に対して、ここで禁止されている行為を行うために、直接的、間接的に資金提供をすることもまた永久に禁止する。

本法廷は以下のとおり、命令し、判決し、布告し、宣言する。

この措置を以って、本件の他のすべての請求や反対請求を棄却する。これには送達を受けなかった小宮博之に対する反対訴訟を含むがこれに限るものではない。

さらに本法廷は以下を命令する。

各当事者は、本件訴訟にかかった自らの費用と弁護士料を負担する。

本法廷は、本合意済み永久差止命令および最終判決、当事者間の放棄・和解合意、および本訴訟において発効した合意による文書保護命令の条項を執行する管轄権を明確に保持するものとする。（記録 325）

最後に、本法廷は当事者らが第九巡回裁判所に本命令と判決が下されたことを連絡するよう命ずる。

2016 年 8 月 23 日

ジェームス・ロバート
米国地方裁判所判事